

平成25年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成25年度に係る随時監査(工事)の結果については、平成26年2月7日に議会、知事及び関係のある委員会に報告(平成26年2月7日付け北海道公報第2554号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
1 合規性の観点から是正又は改善を求めたもの	
(1) 設計	
<p>《指摘事項》</p> <p>林道整備工事において、道路の設計に当たり、林道事業設計指針に基づき、路外の危険度が特に高い区間には、車両が路外へ逸脱するのを防ぐための防護柵を設置しなければならないが、これを設置せずに供用を開始しており、交通車両に対して安全な構造となっていなかった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、林道事業設計指針に基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p> <p>当該路線は、工事完成時には、一般車両が通行する2級林道として整備しており、防護柵の設置が必要でしたが、工事完成に伴い道路管理者となる釧路市との協議の結果、当該路線整備の一部休止による利用形態の変更から、当面当該箇所を含む一部区間においては、新たにゲートを設置して、一般車両を通行させず防護柵の設置が不要となる林業専用道として管理します。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>林道整備工事において、ブルドーザーの均し作業により盛り立てて造成する土場施設の設計に当たり、盛土法面勾配は、この施工方法を考慮した安定計算などにより決定しなければならないところ、層状に転圧を行う通常の盛土における1割5分の標準勾配としたため、不安定な土場施設の設計となっているものがあつた。</p>	<p>工事の設計に当たっては、現場状況の十分な把握に努めるとともに、現場に適した設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p> <p>なお、当該土場施設の盛土法面勾配については、設計変更により1割8分の安定勾配に是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>林道整備工事の設計において、路外の危険度が特に高い区間には、車両が路外へ逸脱するのを防ぐための防護柵を設計する必要があるが、防護柵を設計しておらず、供用後の交通車両に対して安全な道路設計となっていないものがあつた。</p>	<p>工事の設計に当たっては、現地の状況に応じて設計指針に基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p> <p>なお、当該防護柵の設置については、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>漁港整備工事において、外防波堤の上部工及び基礎工の型枠製作・組立てに当たり、型枠の高さが2mを超える場合は、作業の安全確保の</p>	<p>工事の設計に当たっては、現場条件を的確に把握するとともに、積算基準に基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計</p>

<p>ため足場を計上する必要があるが、これを行って いていなかったことから、設計金額が過少となっ ているものがあつた。</p>	<p>に努めます。</p>
<p>(2) 積算</p>	
<p>《指摘事項》 道路工事において、橋梁基礎杭の積算に当 たり、鋼管杭の打込み長が13.5mの場合は打込み 機種を標準機種で積算することとされている が、誤って標準機種より大きい機種で積算した ため、設計金額が256万2,000円過大となり、契 約金額が89万2,500円割高となつていた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、設計条件を十分 確認するよう関係職員を指導し、適切な積算 に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更に より是正しました。</p>
<p>《指摘事項》 漁港浚渫工事において、浚渫工の積算に当 たり、岸壁前面から10m以内の浚渫土量は、積算 基準に基づいて別途余掘厚を定めて算出しなけ ればならないが、岸壁前面から10m以外の浚渫 区域と同様の余掘厚で算出したため、設計金額 が723万4,500円過大となつていた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件に十分 留意するとともに、積算基準に基づいた積算 となるよう関係職員を指導し、適切な積算に 努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更に より是正しました。</p>
<p>《指摘事項》 道路工事において、盛土の積算に当たり、盛 土の全量を人力で施工する積算としていたが、 一部は施工幅が広く機械施工が可能であること から、設計金額が1,134万5,000円過大となり、 契約金額が526万5,500円割高となつていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件を十分 確認の上、的確な積算となるよう関係職員を 指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更に より是正しました。</p>
<p>《指導事項》 橋梁補修工事において、沓座拡幅工に使用す る足場工の積算に当たり、土木工事積算基準に 基づき、支承取替工に使用する足場の歩掛りを 適用すべきところ、誤って床版補強工に使用す る足場工の歩掛りを適用したことから、設計金 額が過少となつているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件及び歩 掛りの適用を十分確認するよう関係職員を指 導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 漁港補修工事において、既設防波堤の水中部 を補修する積算に当たり、水中で人力によるコン クリート取壊しに適用する歩掛りが無い場合 には、見積書を徴するなどにより新たな歩掛り を策定しなければならないが、これを行わず、 施工内容の異なる歩掛りで積算しているものが あつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容及び歩 掛りの適用に十分留意するとともに、適用す る歩掛りが無い場合には、見積書を徴するよ う関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	

<p>橋梁補修工事において、塗替塗装工事で使用する防護工の積算に当たり、塗装面をブラスト工法により素地調整を行う場合には、板張防護工を計上しなければならないが、誤ってシート張防護工を計上したため、設計金額が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容及び歩掛りの適用を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 農業用水路工事において、用水路基礎工の積算に当たり、基礎工は市場単価で積算しなければならないが、コンクリート構造物に適用する基礎工の歩掛りにより積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 漁港整備工事において、浚渫土砂に土砂を混合する積算に当たり、適用できる歩掛りがない場合には、見積書を徴するなどにより新たな歩掛りを策定しなければならないが、これを行わず、施工内容の異なる歩掛りで積算しているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容及び歩掛りの適用に十分留意するとともに、適用する歩掛りがない場合には、見積書を徴するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 排水路工事において、掘削残土の運搬費を積算するに当たり、土質区分に応じた補正係数を適用し計上しなければならないが、土質区分を誤ったため、設計金額が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容及び歩掛りの適用に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、補強土壁工の積算に当たり、背面からの湧水等の排除のため裏込砂利を計上しているが、この場合は、積算基準に基づき20%の数量割増を計上しなければならないところ、これを行っていなかった。また、必要なコンクリート取壊し費を計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、材料の使用量を十分考慮するとともに、必要な作業について確認して計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に務めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、防護柵工の積算に当たり、景観に配慮した塗装仕様としていることから、柵の材料費に塗替単価を加算しなければならないが、誤って計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、転落防止柵の積算に当たり、転落防止柵の基礎ブロック重量が市場単価の適用範囲を超えるときは、見積書を徴するなどにより新たに単価を策定しなければならない</p>	<p>工事の積算に当たっては、市場単価の適用範囲を十分確認の上、適用範囲を超えるときは、見積書を徴するなどにより新たに単価を策定するよう関係職員を指導し、適切な積算</p>

<p>が、これを行わず、適用できない市場単価で積算しているものがあつた。</p>	<p>に努めます。</p>
<p>《指導事項》 橋梁補修工事において、塗替塗装で発生する塗装廃材の運搬費を積算するに当たり、運送に伴う運賃割増を計上する必要はないが、誤って運賃を割増して積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、土工の積算に当たり、大型土のうの中詰土に流用してから捨土する土砂については、運搬捨土費を土のうの単価に含めて積算していることから、運搬捨土の積算に計上する土量は、中詰土に流用した分を差し引いた量とすべきであるが、差し引かずに積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認の上、的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、鋼矢板締切工の積算に当たり、矢板施工に使用するクローラクレーンの分解組立運搬回数を6回としなければならないところ、誤って8回としたため、設計金額が過大となっているものがあつた。また、矢板引抜きを25トン級クレーンで積算していたが、現場条件により大型の45トン級クレーンで積算する必要があり、設計金額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容及び施工条件を十分確認の上、的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 河川改修工事において、工事用道路としての敷鉄板を積算するに当たり、現場内で小運搬する場合は、現場内小運搬に要する費用を計上することとされているが、これを計上しておらず、設計金額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路の橋梁工事において、鋼矢板締切工の積算に当たり、矢板の圧入時と引抜き時には圧入引抜機の据付解体費を計上しなければならないが、これを計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(3) 施工</p>	
<p>《指導事項》 橋梁補修工事において、超速硬コンクリートの施工に当たり、凝結遅延剤は施工時の気温に</p>	<p>工事の施工に当たっては、技術職員研修会を開催し、より一層の施工能力の向上に取り</p>

<p>応じた量を使用することとされているが、気温に応じた量を使用しておらず、コンクリート表面に、このことが原因と思われるひび割れが発生しているものがあった。</p>	<p>組むとともに、設計要領等を十分に理解するよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p>
<p>《指導事項》 林道整備工事において、路盤工の施工に当たり、舗装を前提としない路盤材料は、40mm級以下の切込砂利等を使用しなければならないが、一部80mm級以下の切込砂利を使用しており、工事材料の規格が適切でないものがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、北海道森林土木共通仕様書に基づいた施工となるよう関係職員及び受注者を指導し、適切な施工に努めます。 なお、当該箇所については、適正な路盤材料の40mm級以下の切込砂利に置き換えました。</p>
<p>《指導事項》 橋梁架換工事において、橋台部鉄筋コンクリートの施工に当たり、鉄筋は、設計図書に定める位置に配置して堅固に組立て、コンクリート表面から鉄筋までの間隔を出来形管理基準値内となるように施工しなければならないが、基準を満たしておらず、施工管理が適切でないものがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、北海道建設部土木工事共通仕様書を十分把握し、施工管理を徹底するよう関係職員及び受注者を指導し、適切な施工に努めます。 なお、当該箇所については、工期内に補修工事により是正しました。</p>
<p>(4) 事務処理</p>	
<p>《指導事項》 道路改良工事において、仮設防護柵の軽微な設計変更に当たり、変更部分の工事は、設計変更の内容を決定し受注者に通知した後でなければ着手できないが、これらを行わず着手しており、事務処理が適切でないものがあった。</p>	<p>工事の軽微な設計変更に当たっては、時期及び事務処理を適切に行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該箇所については、軽微な設計変更を行いました。</p>
<p>《指導事項》 道路工事において、発注者が所有している仮設用ガードレールを受注者に貸与する場合は、貸与品の種類、引渡し等に係る取決めを定めた内容で受注者と契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約しているものがあった。</p>	<p>工事の契約の締結に当たっては、貸与品の有無について設計図書等の内容を確認の上、必要な条項を定めて契約するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、必要な条項の追加については、変更契約により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 海岸護岸工事において、発注者が所有している波除ブロックを受注者に貸与する場合は、貸与品の種類、引渡し等に係る取決めを定めた内容で受注者と契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約しているものがあった。</p>	<p>工事の契約の締結に当たっては、貸与品の有無について設計図書等の内容を確認の上、必要な条項を定めて契約するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、必要な条項の追加については、変更契約により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、掘削残土を私有地へ捨土</p>	<p>河川工事において、掘削残土を私有地へ捨</p>

<p>処分するに当たり、発注者は工事に先立ち、土地所有者から捨土にかかる同意書を得る必要があるが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>土処分するに当たっては、関係規定等を遵守し、あらかじめ土地所有者から同意書を得るよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 漁港海岸整備工事において、私有地を消波ブロック製作・保管ヤードとして使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>漁港海岸整備工事において、私有地を使用するに当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 漁港整備工事において、道が管理する漁港施設を防波堤の型枠製作ヤードに使用する場合は、あらかじめ漁港管理者への協議及び許可の申請をしなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該許可については、必要な協議を直ちに行うとともに、申請書を提出し、許可を受けました。</p>
<p>《指導事項》 農道工事において、すき取り土の処理に当たり、私有地をすき取り土の仮置き場として使用する場合は、土地所有者と土地使用に関する確認書を取り交わしたうえで、貸借契約を締結しなければならないが、この手続を行っていないものがあった。</p>	<p>農道工事において、私有地を使用するに当たっては、関係法令等を遵守し、土地所有者との契約及び関係書類の整備を確実にを行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該土地の使用については、土地使用に関する確認書を土地所有者と取り交わしました。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、支給材料の場所打杭鉄筋の引渡しに当たっては、工事請負契約書に基づき、当該支給材料の検査を行い、受注者に引渡さなければならないが、これを行っておらず、また、受注者から受領書の提出を受けていないものがあった。</p>	<p>工事に係る支給材料の処理に当たっては、工事請負契約書に基づいた事務処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 住宅改善工事において、外部足場の供用日数を算定するに当たり、居住者の不在などにより作業ができないとする日数は、居住者の都合により増減することから施工条件を明示し、実際の日数で設計変更する必要があるが、条件を明示せず、変更することとしていないものがあった。</p>	<p>工事の施工条件の明示に当たっては、必要な条件を明示するとともに、現場状況を十分に把握し適切な積算となるよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 橋梁補修工事において、劣化した床版上部のコンクリートを補修するに当たり、除去するコ</p>	<p>工事の施工条件の明示及び設計変更に当たっては、必要な施工条件を明示するとともに、</p>

<p>ンクリート量と補修に必要なコンクリート量は、劣化状況により増減することから施工条件を明示し、実際の数量で設計変更する必要があるが、条件を明示せず、変更していないものがあった。</p>	<p>現場状況を十分に把握し適切な積算となるよう関係職員を指導し、適切な施工条件の明示及び設計変更に努めます。</p>
<p>(4) その他</p>	
<p>《指導事項》 河川工事において、発生するすき取り物を一般廃棄物として処分する場合は、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、関係市町村と処分方法等について協議しなければならないが、これを行っておらず、すき取り物の取扱いが適切でないものがあった。</p>	<p>工事の実施に伴い発生するすき取り物を一般廃棄物として処分するに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該工事については、必要な協議等を行いました。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、発生するすき取り物は、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、工事区域内の法覆基材として利用を検討するなど、適正に処理しなければならないが、これを行っておらず、すき取り物の取扱いが適切でないものがあった。</p>	<p>工事の実施に伴い発生するすき取り物の取扱いに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>2 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 計画</p>	
<p>《指摘事項》 漁港浚渫工事において、浚渫土の捨土均しを海岸養浜工として道単独事業費で実施することとしていたが、合併発注している国庫補助事業費でも捨土均しを施工することが可能であり、工事における道費負担額が38万9,921円縮減可能であった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の計画に当たっては、施工内容及び現場条件に応じ可能な限り、道費負担が最小限となることを念頭に置くよう関係職員を指導し、適切な計画立案に努めます。 なお、当該養浜箇所については、国庫補助事業費で施工することも可能であるため、全額、国庫補助事業費で施工することとしました。</p>
<p>(2) 設計</p>	
<p>《指導事項》 砂防工事において、掘削残土の運搬路の設計に当たり、運搬された残土をブルドーザーで均すこととして、残土処理地の区域周囲に敷鉄板を敷設する設計としていたが、残土処理地内に運搬路を設置して敷鉄板の敷設延長を短くすることにより、より経済的な設計が可能であるため、設計金額が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の設計に当たっては、施工条件に十分留意した経済的な設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。 なお、当該箇所については、設計変更により是正しました。</p>

<p>《指導事項》 河川改修工事において、河道を掘削するに当たり、大型土のうによる仮締切り工を設計していたが、仮締切り工を施工しないで掘削が可能であるため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の設計に当たっては、現地条件に応じた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>《指導事項》 河川改修に伴う橋梁架換工事において、河川内に掘削機械等の施工ヤードを設置するに当たり、施工ヤードの盛土高さを仮締切対象水位とする設計としていたが、仮締切り工を設置することから、より低い盛土高さとする経済的な設計が可能であり、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事に係る施工ヤードの設計に当たっては、現場状況及び仮設工全体を十分把握のうえ現場条件、経済性を勘案した設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(3) 積算</p>	
<p>《指導事項》 漁港の岸壁整備工事において、汚濁防止フェンスの設置撤去費を積算するに当たり、クレーン付台船を使用して海上から施工することとしていたが、台船を使用せず、陸上から施工することが可能であるため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件に応じた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、掘削残土の運搬費を積算するに当たり、右岸側の残土を対岸の土捨場へ施工区域内を迂回する経路で積算していたが、施工区域を横断する運搬路を設けることにより、短い運搬距離で積算が可能となることから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場状況を十分に把握し経済的な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、縦断管渠工の積算に当たり、縦断管をコンクリート巻立てによる鉄筋コンクリート管で積算しているが、鉄筋コンクリート高圧管を用いることで経済的な積算が可能となることから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事の積算に当たっては、経済性に十分留意した設計となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 河川工事において、河道に堆積している土砂の掘削運搬費を積算するに当たり、運搬車までブルドーザーで掘削押土したのちに積込み、運搬することとしているが、工事区域の一部は運搬車が走行可能であり、バックホウで直接掘削積込みが可能であるため、設計金額が過大とな</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件に応じた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>

<p>っているものがあった。</p>	
<p>(4) 施工</p>	
<p>《指摘事項》 農業用水管路工事において、用水管を町道橋梁へ添架するに当たり、施工計画書に記載した安全な構造の吊り足場を設置して施工しなければならないが、沈下等の防止や筋かいによって補強をした上で使用しなければならない鋼管足場を、補強等を行わずに設置して施工していることから、足場が不安定な状態となっており、作業員への安全管理が不適切であった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、施工計画書に基づき施工するよう受注者を指導するとともに、関係職員に対し段階確認等による現地確認の徹底を図り、適正な安全管理に努めます。 なお、当該吊り足場については、施工計画書に基づいた改修を行い、安全管理に必要な措置を図りました。</p>
<p>《指摘事項》 河川改修工事において、護岸工のための床堀に当たり、掘削土砂をやむを得ず床堀斜面の上部に仮置きする場合には、掘削面の崩落や土砂等の落下が生じないようにしなければならないが、これを行わず、一部流水により侵食した掘削部ののり肩に、不安定な法勾配のまま土砂を堆積したことから、作業員に危険を及ぼすおそれのある状態となっており、安全管理が不適切であった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、受注者が関係法令等を遵守し、現地状況を踏まえた適正な安全管理を行うよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。 なお、当該箇所については、直ちに仮置き堆積土の除去を行い、安全管理に必要な措置を図りました。</p>
<p>《指摘事項》 橋梁補修工事において、使用する吊り足場は、吊りチェーンの両端を足場と橋梁の桁に確実に取り付けなければ使用してはならないこととされているが、作業に支障となる理由により一部の吊りチェーンを取り外した不安定な足場で使用しており、足場の安全管理が不適切であった。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、現場状況を的確に把握するとともに、安全管理のための措置及び確認を行うよう関係職員及び受注者を指導し、適正な安全管理に努めます。 なお、当該吊り足場については、直ちに吊りチェーンを取り付け、安全管理に必要な措置を図りました。</p>
<p>《指導事項》 漁港補修工事において、防波堤の施工に使用する足場の設置に当たり、作業員が墜落する恐れのある箇所には、高さ85cm以上の手すり及び中さん等を設置しなければならないが、一部に設置していなかった。また、資材等の落下により、作業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10cm以上の幅木等を設置しなければならないが、設置しておらず足場の安全管理が適切でないものがあった。</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、法令等の内容を十分理解するとともに、安全管理のための措置及び確認を行うよう関係職員及び受注者を指導し、適正な安全管理に努めます。 なお、当該防波堤の足場については、手すり、中さん及び幅木を設置して、安全管理に必要な措置を図りました。</p>
<p>《指導事項》 道営住宅新築工事において、足場工の施工に</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵</p>

<p>当たり、足場には、作業員の墜落を防止するためのさん等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず、足場工の安全管理が不十分なものがあつた。</p>	<p>守し、安全確保のための対策等及び安全確認を十分に行うよう課内会議等を通じ関係職員を指導するとともに、監督員から受注者に指導を徹底し、適正な安全管理に努めます。</p> <p>なお、当該足場については、直ちに墜落防止のための対策を講じ、安全管理に必要な措置を図りました。</p>
<p>(5) その他</p>	
<p>《指導事項》</p> <p>林道整備工事において、護岸工に用いるふとんかごの設計に当たり、中詰め材料を購入した割栗石で積算していたが、現場で発生する既設護岸のコンクリート塊を利用することが可能であったことから、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>工事に係る建設副産物の処理に当たっては、建設副産物適正処理マニュアルを十分把握するとともに、現場内で有効利用する設計となるよう関係職員を指導し、適正な処理に努めます。</p> <p>なお、ふとんかごの中詰材については、既設護岸のコンクリート塊を有効利用するよう設計変更により是正しました。</p>